

災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ

平成24年12月
国税庁

この度の東日本大震災の発生に伴い、災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いについて、よくある質問を取りまとめましたので、参考にしてください。

(注) このFAQは、平成23年3月31日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

《 目 次 》

【1 申告期限の延長等】

[Q 1] 地域指定された地域に納税地がある法人が、災害により、確定申告書を申告期限までに提出することができない場合にはどうしたらよいでしょうか。……………	5
[Q 2] 地域指定された地域以外の地域に納税地がある法人が、災害により、確定申告書を申告期限までに提出することができない場合にはどうしたらよいでしょうか。……………	6
[Q 2-2] 災害により帳簿書類等が滅失してしまいましたが、申告はどのように行えばよいのでしょうか。[平成23年6月追加] ………………	7

【2 災害関係費用全般】

[Q 3] 災害による損失や被災者に対する支援に関する法人税の取扱いとして、どのようなものがありますか。……………	8
---	---

【3 資産の評価損】

[Q 4] 災害により、保有する資産に著しい損傷が生じていますが、税務上、評価損の計上が認められるのでしょうか。また、評価損の計上の対象となるのは、どのような資産ですか。………	10
[Q 4-2] 当社は、原発事故による賠償対象区域内に土地・建物を保有しています。この度の原発事故により、資産の価値が減少する損害があったとして、その土地・建物が賠償の対象とされました。ところで、当社が賠償対象区域内に保有する土地・建物について、税務上、評価損を計上することができるのでしょうか。[平成24年12月追加] ………………	10
[Q 4-3] 当社では、原発事故による賠償対象区域内に保有する建物について、諸般の事情を踏まえた結果、今後、事業の用に供する可能性はありません。また、その解体・撤去等も困難であることから、当社では、当該建物を現状のまま除却処理することとしました。この場合、当該建物について、税務上、除却損の計上が認められるのでしょうか。[平成24年12月追加]……………	11

【4 復旧のために支出する費用】

[Q 5] 二次災害を回避するなどの目的で、被災した建物について耐震性を高めるための補強工事を行った場合に、その工事に要した費用は、税務上、損金の額に算入されるのでしょうか。……………	11
[Q 6] 被災した鉄道線路、電線路、ガス管、水道管、コンベアなどの一部を取り替えた場合は、修繕費として処理してよろしいですか。……………	12

[Q 7] 損壊した護岸を復旧するために要した費用は、修繕費として処理してよろしいですか。
今回の被害の大きさにかんがみ、損壊部分も含めて拡張工事を行うことを検討しています
が、損壊した護岸の復旧と拡張工事を一度の工事で行う場合には、どのように取り扱われ
ますか。 12

[Q 8] 被災資産以外の資産について耐震性を高めるための工事を行った場合に、その工事に要
した費用は修繕費として処理してよろしいですか。 12

[Q 9] 被災した建物等の修繕に代えて新規に資産を取得した場合、その取得費用を修繕費とす
ることは認められますか。 13

[Q 10] 被災した工場を取り壊してその敷地にパイルの打ち込みをし、補強した場合の費用は、
修繕費として処理してよろしいですか。 13

[Q 11] 地震による地盤沈下又は地割れにより地盛りを行った場合、その費用は損金の額に算入
できますか。 14

[Q 12] 法人が、災害により被害を受けた製造設備に係る修繕費用や被災したことによる操業休
止中に支払った人件費については、原価外処理（費用処理）が認められるのでしょうか。 14

【5 従業員等に支給する災害見舞金品】

[Q 13] 災害見舞金品が福利厚生費として取り扱われるための「一定の基準」とは、どのような
ものですか。 14

[Q 14] 既に退職した従業員又は採用内定者に対して従業員と同一の基準で支給した災害見舞金
品は、どのように取り扱われますか。 15

【6 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等】

[Q 15] 構成員相互の扶助等に係る規約等には、どのようなことを定める必要がありますか。 15

[Q 16] あらかじめ定められている規約等に基づく分担金でなければ、損金の額に算入されない
のでしょうか。 16

【7 取引先に対する災害見舞金等】

[Q 17] 災害見舞金とはどの程度の金額をいうのでしょうか。取引先で発生した災害損失額の範
囲内であれば金額の多寡を問わないのでしょうか。 16

[Q 18] 法人が、被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金は、どのよ
うに取り扱われますか。 17

【8 取引先に対する売掛金等の免除等】

[Q 19] 当社では、商社を通じた取引により商品を納入している得意先が災害により被害を受け
ました。この得意先とは、当社が自ら価格交渉を行うなど実質的な取引関係にあることから、
その復旧支援を目的として、この得意先に係る売掛金の一部について、商社を通じて
免除することを検討しています。

ところで、法人が、災害により被害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的
として売掛金等の全部又は一部を免除した場合には、その売掛金等を免除したことによ
る損失は、損金の額に算入されることがあります、この場合の取引先には、当社の得意先
のように直接取引を行っていない者も含まれるのでしょうか。 17

[Q 20] 被災した法人と取引をしているのは当社も含めて10社程度ですが、当社だけが売掛債
権を免除しても、寄附金又は交際費等以外の費用として取り扱われるのでしょうか。 18

[Q21] 売掛債権の免除は、いつまでに行ったものが損金として認められるのでしょうか。………… 18

【9 取引先に対する低利又は無利息による融資】

[Q22] 法人が、災害により被害を受けた取引先に対して低利又は無利息による融資を行う場合に、通常收受すべき利息と実際に收受している利息との差額が寄附金に該当しないものとされるためには、その融資期間や融資額に何か制限はありますか。………… 18

[Q23] 既に行っている貸付けに係る貸付金の利子を減免した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。………… 19

【10 自社製品等の被災者に対する提供】

[Q24] 当社では、得意先の従業員等が避難している特定の避難所に対して、救援物資として自社製品を提供しました。法人が、被災した地域の住民に対して自社製品を提供した場合、その提供に要する費用の額は損金の額に算入されることがあります、当社のように特定の避難所に対して行う自社製品の提供も同様に取り扱われますか。………… 19

[Q25] 自社製品等とはどのようなものをいうのですか。他の者から購入したものも含まれるのでしょうか。………… 20

[Q26] メーカーである当社が、当社の製品等を取り扱っている小売業者に対し、災害により滅失又は損壊した商品（自社製品）と同種の商品を交換又は無償で補てんした場合にも、その交換又は補てんに要した費用は交際費等に該当しないものとして取り扱われますか。…… 20

[Q27] 当社の社員を災害復旧活動にボランティアとして派遣した場合に、ボランティア活動中の給与相当額は、寄附金として取り扱われますか。………… 21

【11 法人税に関するその他の取扱い】

[Q28] 法人が、被災に伴って義援金や見舞金を受け取った場合には、税務上、益金の額に算入されるのでしょうか。………… 21

【12 消費税の取扱い】

[Q29] 被災により消費税の課税仕入れに係る帳簿書類を消失したのですが、消費税の仕入税額控除は認められますか。………… 22

[Q30] 従業員や取引先に対して金銭により支出する災害見舞金は、消費税法上どのように取り扱われますか。………… 22

[Q31] 自社製品等を被災者等に無償で提供した場合、消費税法上どのように取り扱われますか。… 22

[Q32] 被災した取引先に対して、その取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援を目的として売掛金等の債権の全部又は一部を免除した場合、消費税法上はどのように取り扱われますか。………… 23

【13 源泉所得税の取扱い】

[Q33] 当社では、被災した従業員や役員に対し、住宅や家財の損害の程度に応じて見舞金を支給することにしました。この見舞金については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。…… 24

[Q34] 当社では、慶弔見舞金規程を改めて、従業員や役員の父母等の家屋が災害により被害を受けた場合、従業員や役員に対し一定の見舞金を支給することにしました。この見舞金については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。…… 24

[Q35] 当社では、被災した従業員に対して、当面の生活に必要な資金を無利息で貸与することにしました。この場合、貸付期間に応ずる利子相当額の経済的利益については、給与とし

て源泉徴収が必要でしょうか。 25

[Q36] 当社では、自宅が災害により居住不能になった従業員や役員に対して、新たな住居に入居できるまで又は自宅の修繕が完了して居住可能となるまでの間、無償で社宅を貸与することにしました。この場合、無償で社宅を貸与することによる経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。 25

[Q37] 当社では、従業員が災害や計画停電により通勤に利用する鉄道が利用できないため、タクシーなど他の交通手段を利用した場合には、他の交通手段に係る交通費を支給することにしています。この場合において、その支給する交通費は給与として源泉徴収が必要でしょうか。 26

※ カッコ内の略語は、次のとおりです。

通 法	国税通則法
通 令	国税通則法施行令
法 法	法人税法
法 令	法人税法施行令
所 法	所得税法
所 令	所得税法施行令
消 法	消費税法
消 令	消費税法施行令
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令
法基通	法人税基本通達
所基通	所得税基本通達
消基通	消費税法基本通達
措 通	租税特別措置法関係通達

1 申告期限の延長

【地域指定による期限の延長】

[Q 1] 地域指定された地域に納税地がある法人が、災害により、確定申告書を申告期限までに提出することができない場合にはどうしたらよいでしょうか。

[A]

災害などの理由により、国税に関する申告、納付などをその期限までにすることができないと認める場合には、所轄の税務署長などは、次により、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、申告、納付などの期限を延長することとされています（通法11）。

イ 地域指定（通令3①）

災害などの理由により、都道府県の全部又は一部にわたり期限までに申告、納付などを行うことができないと認める場合には、国税庁長官は地域及び期日を指定してその期限を延長することとされています。

ロ 個別指定（通令3②）

地域指定がされている場合を除き、所轄の税務署長は納税者の申請により、期日を指定して申告、納付などの期限を延長することとされています。

したがって、上記イの地域指定があった場合、指定された地域に納税地がある法人で、法定申告期限までに確定申告書を提出することができない法人にあっては、指定された期日までに申告すればよいことになります。

地域指定による申告期限の延長があった場合において、さらに、災害その他やむを得ない理由により確定申告書をその延長された期限までに提出することができないと認められるときは、所轄の税務署長は納税者の申請により、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、期日を指定して申告、納付などの期限を再延長することとされています（通法11、通令3②）。

(注) 東日本大震災における地域指定による期限延長については、平成23年3月15日付で青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県を指定して行われており、その期限が平成23年3月11日以降に到来する申告、納付などについて、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長することとされています（平成23年国税庁告示第8号）。



【個別指定による期限の延長】

[Q 2] 地域指定された地域以外の地域に納税地がある法人が、災害により、確定申告書を申告期限までに提出することができない場合にはどうしたらよいでしょうか。

[A]

災害などの理由により、国税に関する申告、納付などをその期限までにすることができないと認める場合には、地域指定がされている場合を除き、所轄の税務署長は納税者の申請により、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、期日を指定して申告、納付などの期限を延長することができます（通法11、通令3②）。

したがって、地域指定された地域以外の地域に納税地がある法人で、法人税、消費税及び地方消費税の申告を期限までにすることができない法人が個別指定による申告期限の延長を求めるときには、災害などの理由がやんだ後相当の期間内に、期限内に申告をすることができない理由を記載した書面をもって所轄の税務署長に申請する必要があります（通令3③）。

なお、地域指定以外の地域に納税地がある法人が、災害により期限までに法人税、消費税及び地方消費税の申告をすることができない場合とは、例えば次のような場合をいいます。

- ① 本社事務所が損害を受け、帳簿書類等の全部又は一部が滅失する等、直接的な被害を受けたことにより申告等を行うことが困難な場合
- ② 交通手段・通信手段の遮断や停電（計画停電を含む）などのライフラインの遮断により申告等を行うことが困難な場合
- ③ 会計処理を行っていた事業所が被災し、帳簿書類の滅失や会計データが破損したことから、決算が確定しないため、申告等を行うことが困難な場合
- ④ 工場、支店等が被災し、合理的な損害見積額の計算を行うのに相当期間を要し、決算が確定しないため、申告等を行うことが困難な場合
- ⑤ 連結納税の適用を受けている場合において、連結子法人が被災し、連結所得の計算に必要な会計データの破損があったことなどから、申告等を行うことが困難な場合
- ⑥ 災害の影響により、株主総会が開催できず、決算が確定しないため、申告等を行うことが困難な場合

このような場合のほか、税理士が、

- ・ 交通手段・通信手段の遮断や停電（計画停電を含む）などのライフラインの遮断
- ・ 納税者から預かった帳簿書類の滅失又は申告書作成に必要なデータの破損等

の理由で、関与先法人の申告等を行うことが困難な場合にも、個別指定の申請をすることができます。

上記のように個別指定により期限延長される場合を除き、災害などの理由により決算が確定しないため、法人税の確定申告書をその提出期限までに提出することができない場合には、所轄の税務署長は納税者の申請により、期日を指定してその提出期限を延長することができます（法法75①）。なお、決算が確定しない法人が申告書の提出期限の延

長を求める場合には、事業年度終了の日の翌日から 45 日以内に、その決算が確定しない理由等を記載した申請書を所轄の税務署長に提出する必要があります（法法 75②）。

- (注) 1 法人税法第 75 条の規定による延長期間については利子税を納付しなければなりません（法法 75⑦）が、国税通則法第 11 条の規定による延長期間については利子税が免除されます（通法 64③、63②）。
- 2 事業年度終了の日から 45 日を経過した日後災害などの理由により決算が確定しないため、確定申告書を期限までに提出できない場合には、所轄の税務署長は納税者からの申請に基づき、期日を指定して確定申告書の提出期限を延長することができます。この場合、納税者は提出期限延長の申請書を災害などの理由の発生後直ちに提出するものとし、その申請のあった日から 15 日以内に承認又は却下がなかったときは、その申請に係る指定を受けようとする日を税務署長が指定した日としてその承認があったものとすることとされています（法基通 17－1－1）。

◇◇

【帳簿書類等が滅失した場合の申告及びその申告後に、帳簿書類等が確認でき、正しい税額等が算出できた場合の手続き】〔平成 23 年 6 月追加〕

[Q 2－2] 災害により帳簿書類等が滅失してしまいましたが、申告はどうに行えばよいのでしょうか。

[A]

本年度分の確定申告については、前年度の所得計算の内容（決算書等）を参考にするなどして、所得計算をしていただき、申告していただくこととなります。

前年度の所得計算の内容を参考とする場合には、所轄の税務署で決算書等の閲覧をすることができます。

なお、避難所等に避難されている場合には、その最寄りの税務署にご相談ください。

また、前年度の所得計算の内容を参考にするなどして申告を行った後に、帳簿書類等が確認でき、その帳簿書類等に基づき正しい税額等が算出できた場合には、これを基に申告額を訂正（更正の請求又は修正申告）してください。

具体的な手続きについては所轄の税務署又は最寄りの税務署にご相談ください。

◇◇◇

2 災害関係費用全般

【災害関係費用】

[Q 3] 災害による損失や被災者に対する支援に関する法人税の取扱いとして、どのようなものがありますか。

[A]

被災した法人の災害による損失や被災者に対して支援を行った法人に関する法人税の取扱いとしては、次のようなものが定められています。

なお、これらの取扱いのうち、(1)から(4)までの項目は被災した法人側における取扱いとなり、(5)から(10)までの項目は被災者に対して支援を行った法人側における取扱いとなります。

(1) 災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます（法法 22③）。

- ① 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失
- ② 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用
- ③ 土砂その他の障害物の除去のための費用

(2) 資産の評価損 《関連する質問：Q 4》

法人の有する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、損金の額に算入することができます（法法 33②）。

(3) 復旧のために支出する費用 《関連する質問：Q 5～Q 12》

法人が、災害により被害を受けた固定資産（以下「被災資産」といいます。）について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります（法基通 7－8－6）。

- ① 被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
- ② 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
- ③ 被災資産について支出する費用（①又は②に該当するものを除きます。）の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の 30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

（注） 法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費用等について、企業会計上、適正な原価計算に基づいて原価外処理（費用処理）をしているときは、税務上もこの処理が認められます。

(4) 災害による損失金の繰越し

法人の有する棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係る欠損金額（災害損失欠損金額）がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出しなかった事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から7年間にわたって繰り越して控除されます（法法 58）。

(5) 従業員等に支給する災害見舞金品 《関連する質問：Q13、14》

法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます（措通 61 の 4(1)–10(2)）。

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます（措通 61 の 4(1)–18(4)）。

(6) 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等 《関連する質問：Q15、16》

法人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、その支出する事業年度の損金の額に算入されます（法基通 9－7－15 の 4）。

(7) 取引先に対する災害見舞金等 《関連する質問：Q17、Q18》

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます（措通 61 の 4(1)–10 の 3）。

(8) 取引先に対する売掛金等の免除等 《関連する質問：Q19～Q21》

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます（法基通 9－4－6 の 2、措通 61 の 4(1)–10 の 2）。

(9) 取引先に対する低利又は無利息による融資 《関連する質問：Q22、23》

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとして損金の額に算入されます（法基通 9－4－6 の 3）。

(10) 自社製品等の被災者に対する提供 《関連する質問：Q24～Q27》

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要す

る費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として損金の額に算入されます（法基通 9－4－6 の 4、措通 61 の 4(1)－10 の 4）。

◇◇◇

3 資産の評価損

【被災資産の評価損】

[Q 4] 災害により、保有する資産に著しい損傷が生じていますが、税務上、評価損の計上が認められるのでしょうか。また、評価損の計上の対象となるのは、どのような資産ですか。

[A]

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その資産の時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、その時価と帳簿価額との差額について、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができます（法法 33②、法令 68①）。

この場合、評価損を計上することができる資産には、被災した資産ということを前提とすれば、棚卸資産、固定資産及び固定資産を利用するために出した分担金等に係る繰延資産がこれに該当します。

◇◇

【原発事故による被災資産の評価損】〔平成 24 年 12 月追加〕

[Q 4－2] 当社は、原発事故による賠償対象区域内に土地・建物を保有しています。この度の原発事故により、資産の価値が減少する損害があったとして、その土地・建物が賠償の対象とされました。ところで、当社が賠償対象区域内に保有する土地・建物について、税務上、評価損を計上することができるのでしょうか。

(注) 賠償対象区域とは、平成 24 年 7 月 24 日付で東京電力株式会社が公表した「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（避難指示区域内）」において、財物賠償の対象地域とされた帰還困難区域及び居住制限区域・避難指示解除準備区域をいいます。

[A]

法人の有する固定資産について、災害による著しい損傷やその所在する場所の状況の著しい変化などの物損等の事実が生じたことにより、その資産の時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、その時価と帳簿価額との差額について、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができます（法法 33②、法令 68①）。

お尋ねの賠償対象区域内にある土地・建物は、その所在する場所の状況が原発事故前に比べ著しく変化しており、評価損が計上できる事実である「資産の所在する場所の状況の著しい変化」が生じているものと考えられます。したがって、当該土地・建物について、その時価が帳簿価額を下回る場合には、損金経理することにより、その差額について、評価損を計上することができます。

◇◇

【原発事故により被災した減価償却資産の有姿除却】〔平成 24 年 12 月追加〕

[Q 4－3] 当社では、原発事故による賠償対象区域内に保有する建物について、諸般の事情を踏まえた結果、今後、事業の用に供する可能性はありません。また、その解体・撤去等も困難であることから、当社では、当該建物を現状のまま除却処理することとした。

この場合、当該建物について、税務上、除却損の計上が認められるのでしょうか。

[A]

お尋ねの建物のように、その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産については、その帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができます（法基通 7－7－2）。

◇◇

4 復旧のために支出する費用

【被災資産の耐震性を高めるための補強工事費用】

[Q 5] 二次災害を回避するなどの目的で、被災した建物について耐震性を高めるための補強工事を行った場合に、その工事に要した費用は、税務上、損金の額に算入されるのでしょうか。

[A]

二次災害を回避するなどの目的で、被災した建物について耐震性を高めるために行った補強工事は、同規模の地震や余震の発生を想定し被災建物の崩壊等の被害を防止するなど、被災前の効用を維持するためのものが多いと考えられます。

このため、法人が、被災資産（その被害に基づき評価損を計上したものをおきます。）の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用について、修繕費として経理したときは、その処理が認められます（法基通 7－8－6(2)）。

◇◇◇

[A]

被災資産以外の資産について耐震性を高めるための工事を行った場合には、原則として、その工事に要した費用は、その資産の使用可能期間の延長又は価額の増加をもたらすものとして資本的支出に該当し、その支出金額が新たな減価償却資産の取得価額となります（法令55、132）。

◇◇

【被災資産の修繕に代えて新規に取得した資産の取得費用】

[Q 9] 被災した建物等の修繕に代えて新規に資産を取得した場合、その取得費用を修繕費とすることは認められますか。

[A]

法人が、被災資産（その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。）の修繕に代えて新規に資産を取得した場合には、新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は資産の取得価額となります（法基通7－8－6（注）1）。

したがって、その取得費用を修繕費として処理することは認められません。

なお、この場合、被災した建物等を取り壊しているときには、その建物等の帳簿価額を除却損として計上することになります。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【被災工場敷地のパイル打込費用】

[Q 10] 被災した工場を取り壊してその敷地にパイルの打ち込みをし、補強した場合の費用は、修繕費として処理してよろしいですか。

[A]

今回の地震による液状化現象等により地盤の強化が必要となった場合に、被災した工場を取り壊してその敷地にパイルを打ち込んだときは、そのパイルの打ち込みは、その土地の被災前の効用を維持するために行う工事であり、土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加させるための支出には該当しません。

このため、法人が、こうしたパイルの打ち込みに要した費用を修繕費として経理したときは、その処理が認められます（法基通7－8－6（2））。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

ための「一定の基準」とは、①被災した全従業員に対して被災した程度に応じて支給されるものであるなど、各被災者に対する支給が合理的な基準によっていること、②その金額もその支給を受ける者の社会的地位等に照らし被災に対する見舞金として社会通念上相當であることが必要です。

また、「一定の基準」については、あらかじめ社内の慶弔規程等に定めていたもののほか、今回の灾害を機に新たに定めた規程等であっても、これに該当するものとして取り扱われます。

◇◇

【退職した従業員や採用内定者に対する災害見舞金】

[Q14] 既に退職した従業員又は採用内定者に対して従業員と同一の基準で支給した災害見舞金品は、どのように取り扱われますか。

[A]

既に退職した従業員又は採用内定者に対する災害見舞金品であっても、被災した自己の従業員等と同一の基準に従って支給するものは、福利厚生費として損金の額に算入されます（措通 61 の 4(1)－10(2)）。

◇◇◇

6 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

【相互扶助等に係る規約等】

[Q15] 構成員相互の扶助等に係る規約等には、どのようなことを定める必要がありますか。

[A]

構成員相互の扶助等に係る規約等には、次に掲げるような事項が定められていることが必要です（法基通 9－7－15 の 4）。

- ① 災害見舞金の交付は、構成員の事業用資産の損失を原因とするものであること。
- ② 災害見舞金は、その同業団体等の構成員（下部団体を含む。）に対して交付するものであること。
- ③ 構成員が拠出する分担金等は、その同業団体等が定める規約等に基づいて災害発生後に賦課され、拠出するもので、かつ、その金額も災害の規模や構成員の事業規模等に応じて算定されるなど合理的な基準に従って算定されること。

(注) 1 同業団体等には、一般社団法人等の法人格を有する団体のほか、人格のない社団等

も含まれます。

2 同一の連合会傘下の異なる同業団体等の間における災害見舞金の取扱いについては、「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」(平成23年3月)のQ6を参照してください。

◇◇

【新たに定めた規約等に基づく分担金】

[Q16] あらかじめ定められている規約等に基づく分担金でなければ、損金の額に算入されないのでしょうか。

[A]

法人が拠出する分担金等は、あらかじめ定められている規約等に基づくもののか、災害の発生を契機に新たに定められた規約等に基づくものであっても、その拠出が合理的な基準に従って災害発生後に賦課され拠出されるものであれば、損金の額に算入されます。

◇◇

7 取引先に対する災害見舞金等

【災害見舞金の程度】

[Q17] 災害見舞金とはどの程度の金額をいうのでしょうか。取引先で発生した災害損失額の範囲内であれば金額の多寡を問わないのでしょうか。

[A]

被災した取引先に対する災害見舞金が交際費等に該当しないものとして取り扱われるには、それが被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程において支出されるものであり、慰安・贈答のための費用というより、むしろ取引先の救済を通じて自らが蒙る損失を回避するための費用とみることができるからです（措通61の4(1)-10の3）。

したがって、法人がこのような災害見舞金を支出するに当たって、その取引先の被災の程度、取引先との取引の状況等を勘案した相応の災害見舞金であれば、その金額の多寡は問いません。

また、法人が災害見舞金を支出した場合に、取引先から領収書の発行を求め難い事情にあることも考えられますが、このようなときには、法人の帳簿書類に支出先の所在地、名称、支出年月日を記録しておくことが必要です。

◇◇◇

【取引先の役員等に個別に支出する災害見舞金】

[Q18] 法人が、被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金は、どのように取り扱われますか。

[A]

法人が、得意先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用は、慰安、贈答のために要する費用に当たることから、交際費等として取り扱われます（措通 61 の 4(1)－15(3)）。

法人が被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金は、個人事業主に対するものを除き、取引先の救済を通じてその法人の事業上の損失を回避するというよりは、いわゆる付き合い等としての性質を有するものであると考えざるを得ないことから、このような支出は交際費等に該当するものとして取り扱われることになります。

なお、「取引先の役員や使用人」であっても、法人からみて自己の役員や使用人と同等の事情にある専属下請先の役員や使用人に対して、自己の役員や使用人と同様の基準に従って支給する災害見舞金品については、交際費等に該当しないものとして取り扱われます（措通 61 の 4(1)－18(4)）。



8 取引先に対する売掛金等の免除等

【取引先の範囲】

[Q19] 当社では、商社を通じた取引により商品を納入している得意先が災害により被害を受けました。この得意先とは、当社が自ら価格交渉を行うなど実質的な取引関係にあることから、その復旧支援を目的として、この得意先に係る売掛金の一部について、商社を通じて免除することを検討しています。

ところで、法人が、災害により被害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金等の全部又は一部を免除した場合には、その売掛金等を免除したことによる損失は、損金の額に算入されるとのことです、この場合の取引先には、当社の得意先のように直接取引を行っていない者も含まれるのでしょうか。

[A]

お尋ねの「取引先」には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のように直接取引を行うもののほか、商社等を通じた取引であっても自ら価格交渉等を行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者も含まれます（法基通 9－4－6 の 2（注））。



[A]

取引先に対する低利又は無利息による融資を行う場合に、通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額が寄附金として取り扱われるのは、その融資が被害を受けた取引先の復旧過程において復旧支援を目的として行われるものであり、その復旧支援を通じて自らが蒙る損失を回避するためのものであるとみることができます（法基通9－4－6の3）。

したがって、その融資が被災した取引先の復旧支援を図るものであり、かつ、その取引先の被災の程度、取引の状況等を勘案した合理性を有するものである限りにおいては、特にその融資期間や融資額に制限はありません。

◇◇

【既貸付額の利子の減免】

[Q23] 既に行っている貸付けに係る貸付金の利子を減免した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。

[A]

既に行っている貸付けに係る貸付金の利子を減免した場合、その減免が災害により被害を受けた取引先の復旧過程においてその復旧支援を目的として行われるものであるときには、売掛金等の債権の減免と同様、その免除による損失は、寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます（法基通9－4－6の2、措通61の4(1)－10の2）。

◇◇

10 自社製品等の被災者に対する提供

【被災者に対して自社製品等を提供するための費用】

[Q24] 当社では、得意先の従業員等が避難している特定の避難所に対して、救援物資として自社製品を提供しました。法人が、被災した地域の住民に対して自社製品を提供した場合、その提供に要する費用の額は損金の額に算入されることが多いですが、当社のように特定の避難所に対して行う自社製品の提供も同様に取り扱われますか。

[A]

法人が、災害による被害を受けた不特定又は多数の者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用の額は、寄附金及び交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として損金の額に算入されますが、この取扱いは、自社製品等の提供が、国等が行う被災者に対する物資の供給と同様の側面を有していること、また、一方では、その経済的效果からいえば、広告宣伝費に準ずる側面を有していることによるものです（法基通9－4

－ 6 の 4)。

したがって、あらかじめ特定のごく限られた者のみに対する贈答（利益供与）を目的として行われた自社製品等の提供は、寄附金又は交際費等に該当します。

ただし、お尋ねのように、得意先の従業員等が避難している特定の避難所に対して行う自社製品の提供であっても、多数の被災者に対して救援のために緊急に提供した自社製品については、あらかじめ特定のごく限られた者のみに対する贈答（利益供与）とは異なることから、広告宣伝費に準ずるものに該当します。

◇◇◇

【自社製品等の範囲】

[Q25] 自社製品等とはどのようなものをいうのですか。他の者から購入したものも含まれるのでしょうか。

[A]

自社製品等を不特定又は多数の被災者に提供する場合に、その提供のために要する費用が寄附金又は交際費等以外の費用として取り扱われるのは、その提供が、経済的效果からいえば、広告宣伝費に準ずる側面も有しているとみることができることによるものです（法基通9－4－6の4）。

したがって、自社製品等とは、原則として、法人が製造等を行った製品でその製品に法人名等が表示されているものをいいますが、法人名が表示されていない物品や他から購入した物品であっても、その提供に当たって、企業のイメージアップなど実質的に宣伝的効果を生じさせるようなものであれば、これに含めて差し支えありません。

◇◇◇

【被災小売業者に対する商品（自社製品）の交換・無償補てん】

[Q26] メーカーである当社が、当社の製品等を取り扱っている小売業者に対し、災害により滅失又は損壊した商品（自社製品）と同種の商品を交換又は無償で補てんした場合にも、その交換又は補てんに要した費用は交際費等に該当しないものとして取り扱われますか。

[A]

取引先に対して自社製品である事業用資産を提供した場合、その提供に要した費用は、災害見舞金と同様に取扱い、寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。また、直接の取引先ではない自社の製品等を取り扱っている小売業者に対して、災害によ

り損壊した商品を無償で交換した場合や滅失した商品を無償で補てんした場合にも、それに要した費用は広告宣伝費又は販売促進費としての側面を有しているとみることができます（措通 61 の 4(1)−10 の 3（注）1）。

◇◇

【ボランティア活動中の人件費】

[Q27] 当社の社員を災害復旧活動にボランティアとして派遣した場合に、ボランティア活動中の給与相当額は、寄附金として取り扱われますか。

[A]

ボランティアとして被災地で活動する社員の形態には、会社の業務命令によりボランティアとして参加している場合や個人としての資格で参加している場合などがあると考えられますが、いずれの場合にも、その社員に対して支給する給与相当額は、寄附金には該当しません。

（注） 有給休暇等を利用して、個人としての資格で参加している社員に対して支給する給与相当額は、寄附金には該当しません。

◇◇◇

11 法人税に関するその他の取扱い

【義援金や見舞金を受け取った法人】

[Q28] 法人が、被災に伴って義援金や見舞金を受け取った場合には、税務上、益金の額に算入されるのでしょうか。

[A]

法人税法上、法人が受けた義援金や見舞金の収入金額は益金の額に算入されます（法法 22 ②）。

（注） 災害により被害を受けた法人の有する商品、店舗、事務所等の資産の損失額は、損金の額に算入されます。

◇◇

税仕入れに該当します。

② 購入した商品等の提供

イ 通常、自社で販売している商品（課税資産）の仕入れは、課税売上げにのみ要する課税仕入れに該当します。

ロ 被災者に必要とされる物品を提供するために購入したイ以外の物品（課税資産）の購入費用は、課税・非課税共通用の課税仕入れに該当します（消基通 11－2－17）。

（注） 自社製品等を被災者等に提供する際に支出した費用（被災地までの旅費、宿泊費等）に係る課税仕入れは課税・非課税共通用の課税仕入れに該当します。



【売掛債権の免除】

[Q32] 被災した取引先に対して、その取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援をして売掛金等の債権の全部又は一部を免除した場合、消費税法上はどのように取り扱われますか。

[A]

消費税の課税取引に係る売掛金等の債権の額の全部又は一部の減額により、売上げに係る対価の返還等を行った場合は、その返還等をした対価に含まれる消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することとされています（消法 38①）。

したがって、法人が被災した取引先に対して、その取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援をして売掛金等の債権（課税取引に係る債権に限ります。）の全部又は一部を免除した場合で、その売掛金の免除による損失の額が法人税法上の寄附金及び交際費等以外の費用とされるものについては、当該費用として処理した売掛債権に係る消費税額を、その処理した課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができます。

（注） 金銭の貸付けは不課税取引ですので、その貸付金の全部又は一部の返済を免除した場合は消費税の課税関係は生じません。



【生活資金の無利息貸付け】

[Q35] 当社では、被災した従業員に対して、当面の生活に必要な資金を無利息で貸与することにしました。この場合、貸付期間に応ずる利子相当額の経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。

[A]

災害、疾病等により臨時に多額の生活資金を要することとなった従業員や役員に対し、その資金に充てるために無利息又は低利で貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に従業員や役員が受ける経済的利益については、課税しなくて差し支えないこととされています(所基通36-28(1))。

例えば、被災した従業員に対して、生活に必要な資金を、損害の程度に応じた返済期間を定め、無利息で貸し付けた場合の利子相当額の経済的利益については、合理的と認められる期間内に受ける経済的利益と考えられますので、給与として源泉徴収をする必要はありません。

◇◇◇

【社宅の無償貸与】

[Q36] 当社では、自宅が災害により居住不能になった従業員や役員に対して、新たな住居に入居できるまで又は自宅の修繕が完了して居住可能となるまでの間、無償で社宅を貸与することにしました。この場合、無償で社宅を貸与することによる経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。

[A]

個人が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金（役務の対価たる性質を有するものを除きます。）については、所得税は課されません（所法9①十七、所令30三）。

例えば、被災した方が新たな住居に入居できるまで又は自宅の修繕が完了して居住可能となるまでの間、無償で社宅を貸与する場合には、その貸与期間に受ける家賃相当額の経済的利益は「相当の見舞金」に該当するものと考えられるため、給与として源泉徴収をする必要はありません。

◇◇

【他の交通手段による交通費の支給】

[Q37] 当社では、従業員が災害や計画停電により通勤に利用する鉄道が利用できないため、タクシーなど他の交通手段を利用した場合には、他の交通手段に係る交通費を支給することにしています。この場合において、その支給する交通費は給与として源泉徴収が必要でしょうか。

[A]

給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために支給される金品で、その旅行に通常必要と認められるものは非課税とされています（所法9①四）。

通勤に利用する交通手段が災害などにより利用することができないため、他の交通手段を利用した場合に支給する実費相当額の交通費については、その利用した交通手段が合理的なものであれば、その支給した交通費は旅費に準じて非課税と考えられるため、給与として源泉徴収をする必要はありません。

（注） 災害などにより交通手段が遮断されたため、やむを得ず宿泊した場合において実費で支給する宿泊費用も、同様に取り扱われると考えられます。

◇◇◇

◆◆ 問合せ先 ◆◆

この内容について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「0」（※）を選択してください。

※ 「仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局」以外の国税局（所）管内の税務署に電話をおかけになる場合は番号「1」を選択してください。